

静岡産業大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針

2015.4.1

静岡産業大学

(目 的)

第1 この基本方針は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における公的研究費等（以下「研究費等」という。）の使用に関し、法令その他本学の定める規則等を遵守させるとともに、教職員の意識の向上及び責任ある研究費等の運営・管理体制の整備、充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第2 この基本方針における研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各省各庁から配分される競争的資金（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 地方公共団体から交付される助成金及び補助金
- (3) 寄付金（助成団体等から交付される助成金を含む。）
- (4) その他本学の責任において管理すべき経費

(責任体制)

第3 本学は、組織として研究費等を適正に運営・管理する責任体制をとるものとし、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。なお、各責任者の役割については、別表のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、学長とし、本学全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、各学部長とし、各部局における研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する。

(ルール of 明確化)

第4 本学は、研究費等に係る事務処理手続きについて常に検証を行い、ルール of 明確化、統一化を図るとともに、教職員に対し周知徹底を図る。

(職務権限 of 明確化)

第5 本学は、研究費等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体

制を構築する。

(不正防止計画の策定等)

第6 本学は、研究費等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定を行う。

- 2 研究費等の適正な運営・管理を図るため、不正防止計画を着実に実施する部署を置き、実施状況に応じて不正防止計画の見直しを行う。この担当部署は、法人事務局総務課とする。

(研究費等の管理)

第7 最高管理責任者は、研究費等の執行にあたって、公的資金によるものであることを教職員に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

- 2 研究費等の運営・管理については、本学各規程に準ずる。
- 3 不正使用事案が生じた場合、最高管理責任者が関係者を招集、調査し、懲戒及び関与した業者への取引停止等の処分を決定する。

(相談窓口)

第8 本学における研究費等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、法人事務局総務課管理の下、本学内外からの相談を受け付ける窓口を大学事務局総務課に設置する。

(通報窓口)

第9 研究費等の不正使用に関する本学内外からの通報または告発を受け付ける窓口を法人事務局総務課に設置する。

- 2 通報窓口の運営にあたっては、通報者を保護する方策を講じる。

(監査体制)

第10 本学における研究費等の適切な運営・管理のため、監査室による監査を実施する。

- 2 監査室は、監事及び会計監査人との連携を図り、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を実施する。

別表（各責任者の役割）

責任者	役 割
最高管理責任者	不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費等の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮する。
統括管理責任者	不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス 推進責任者	統括管理責任者の指示の下、①自己の管理監督又は指導する学部における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。②不正防止を図るため、学部内の研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。③自己の管理監督又は指導する学部において、構成員が、適切に研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。